

<対策のポイント>

令和7年3月末までに全国で約1万9千地区の地域計画が策定されたところ、農地の適正利用の確保までは話し合いを進めることができなかった地域が見受けられることから、**地域計画の見直しを進めつつ、将来像が明確となった地域計画の実現に向けて取組を後押しします。**

<事業の全体像>

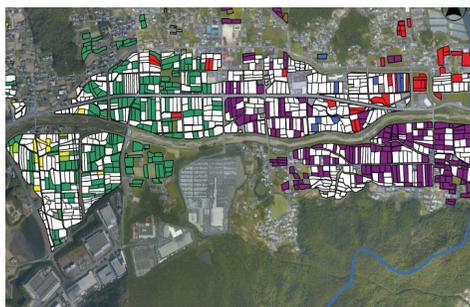
地域計画実現への支援

地域計画

〔将来の農地利用を明確化した地域農業の設計図〕
策定地区数 18,633(令和7年3月)

分析の結果、
・現況にほぼ近い目標地図
・将来の受け手が不在の計画が多い状況
↓
将来像が明確となるように見直し

プッシュアップ



将来（10年後）の受け手が不在である農地の明確化はしたが、その受け手を位置付けられなかった地域の例

○目標地図に沿った農地の集約化

- ・農地集約化促進事業【8,091百万円】
地域で一体となった生産性向上等に向けた集約化の取組を支援
- ・機構集積支援事業【3,720百万円】
遊休農地所有者や不在地主等の利用意向調査、農地等のデータベースの運用等を支援
- ・農地利用最適化交付金【4,051百万円】
農業委員会による農地利用の最適化活動を支援
- ・農地中間管理機構事業【7,973百万円】
農地バンクの事業費（農地賃料、保全管理経費、遊休農地解消経費、畦畔除去経費）及び事務費（人件費、業務委託費）等を支援

〔関連対策

- ・農地耕作条件改善事業
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業 等

○受け手不在農地解消のための外部からの担い手の誘致

- ・農業経営・就農支援体制整備推進事業【1,130百万円の内数】
都道府県等が行う地域外の担い手の誘致を支援
- ・新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業【17,684百万円の内数】
新規就農者を誘致するための体制づくりや研修農場の整備等を支援

○地域計画に位置付けられた農業を担う者の経営発展等

- ・農地利用効率化等支援交付金【3,007百万円】
地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要の機械・施設の導入等を支援
- ・集落営農連携促進等事業【200百万円】
地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援
- ・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業【17,684百万円の内数】
就農後における経営発展のための機械導入等を支援
- ・雇用就農総合対策のうち雇用体制強化事業【4,483百万円の内数】
経営体における就労条件を改善する取組を支援

○地域計画に沿った産地化等農業生産活動支援のための共同利用施設の再編・集約化等

- ・強い農業づくり総合支援交付金【12,152百万円】
産地の収益力強化に必要な産地基幹施設の整備等を支援
- ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業【9,971百万円】
老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援

農地の集約化等の取組の加速化

令和8年度予算概算要求額 29,289百万円（前年度 16,463百万円）

<対策のポイント>

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援します。

<政策目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の全体像>

農業委員会等

機構集積支援事業

農業委員会等が農地法等に基づく業務を効果的・効率的に遂行できるようにするための支援

農地利用最適化交付金

農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動を支援

所有者不明農地対策事業

所有者不明農地の発生防止及びその活用を促進するための支援

- 農業委員会交付金
- 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金
- 農地調整費交付金

農地中間管理機構

農地中間管理機構事業

農地バンクによる農地の集約化等に係る事業運営等に要する経費、農地バンク等が行う遊休農地解消や畦畔除去のための簡易な整備等を支援

農地集約化促進事業

地域計画の実現に向け、農地バンクを通じた貸借により、農地の集約化等に取り組む地域や受け手が位置付けられていない農地を活用して外部から担い手の誘致に取り組む地域を支援

関連対策

- 農業競争力強化基盤整備事業<公共>
 - 農地耕作条件改善事業
 - 農地利用効率化等支援交付金
 - 持続的生産強化対策事業
- 〔うち、果樹の生産増大への転換、茶・薬用作物等支援対策〕

農地バンクを中心とする関係者の連携で農地の集約化等を加速化

地域計画の実現に向け、農地バンクを活用

地域計画策定

集約化が進展するほか、将来の農地利用が描けていない、将来の受け手が不在等の課題も判明



地域計画実現

地域計画の早期実現による生産性向上のほか、農地を担う大規模経営体の育成や新たな担い手の誘致等を実現



<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けた、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借及び農作業受委託を進めることで、**農地バンクを活用した農地の集約化等の取組**を支援するとともに、農業者の大幅な減少や受け手不在農地の発生など地域計画の策定により顕在化した課題に対応するため、**農地バンクによる大規模経営体への集約化や新たな担い手を誘致**するための取組を支援します。

<政策目標>

担い手への農地集積率向上（7割 [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農地中間管理機構事業

7,973百万円（前年度 4,276百万円）

農地バンクがリタイアする農業者の農地を積極的に借り入れ、受け手が確保されるまでの間の**保安全管理**及びきめ細やかな現場活動を行う**農地相談員の配置等による事業推進**など農地バンク事業の実施に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う**遊休農地の解消や畦畔除去**の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する**利子助成**を行います。

2. 農地集約化促進事業

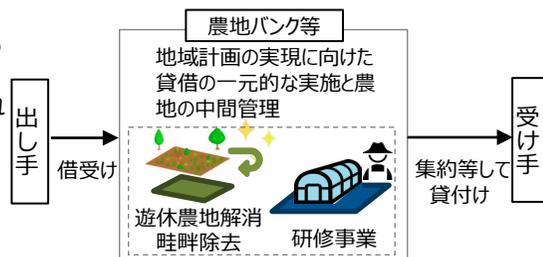
8,091百万円（前年度 -）

地域計画の実現に向け、**農地バンクを通じた貸借・農作業受委託**により、**農地の集約化等に取り組む地域**を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた**大規模な農地の集約化等**の取組を支援します。更に**地域計画**において受け手が位置付けられていない農地等を活用して**新たな担い手を誘致する団地の創出**に取り組む地域を支援します。

農地バンクによる農地の集約化等（イメージ）

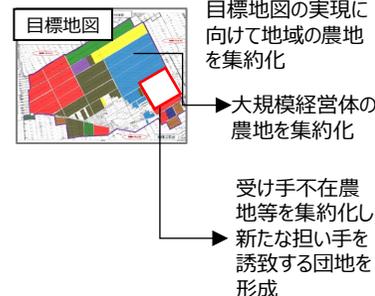
農地バンクの機能強化

- 地域計画の実現に向け、農地の権利設定を一元的に担う農地バンクの運営や農地相談員による現場活動等を支援
- 農地バンク等が受け手が位置付けられていない農地の中間管理や解消又は連担する農地の畦畔除去を行い、担い手等に転貸する取組を支援
- 農地バンクによる新規就農者向けの研修や就農予定地の確保を支援

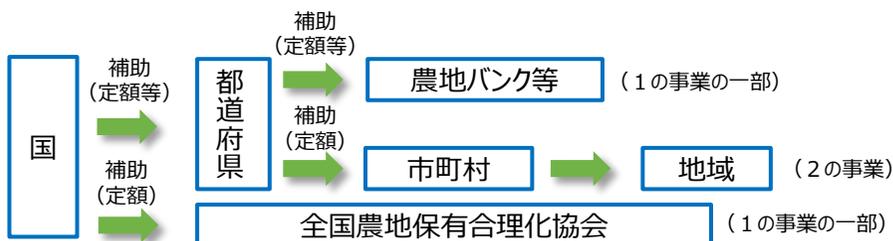


農地集約化の促進

- ① 集約化加速タイプ
農地バンクを通じた担い手の農地の集約化を推進するため、農地バンクから転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付
これに加え、受け手不在農地を含めて生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を加算
- ② 地域集約化実現タイプ
農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に支援金を交付



<事業の流れ>



<対策のポイント>

地域が目指すべき農地の将来像である地域計画の実現に向けた、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動等の取組に必要な経費を支援します。

<政策目標>

担い手への農地集積率向上 (7割 [令和12年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. **農業委員会交付金** 4,718百万円 (前年度 4,718百万円)
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
2. **機構集積支援事業** 3,720百万円 (前年度 2,749百万円)
遊休農地所有者や不在地主等への意向調査、所有者不明農地に係る権利関係調査や公示制度に必要な手続、農地等のデータベースの運用等を支援します。
3. **農地利用最適化交付金** 4,051百万円 (前年度 4,051百万円)
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。
4. **都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523百万円 (前年度 523百万円)
都道府県農業委員会ネットワーク機構 (都道府県農業会議) が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
5. **農地調整費交付金** 47百万円 (前年度 47百万円)
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。
6. **所有者不明農地対策事業** 165百万円 (前年度 99百万円)
所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組を牽引する取組を支援します。

農業委員会の活動

- 農地法等に基づく業務 (農地の権利移動に係る許可 等)
- 農地利用の最適化のための活動 (農地の集積・集約化、遊休農地の解消 等)
- ← 地域計画の実現に向けた取組

【A農業委員会の活動事例】

- ・ 事務局が実施した耕作者等へのアンケート結果を踏まえ、農地利用最適化推進委員等が各担当地区における話し合いを主導。
- ・ 耕作者等が主体的に取り組むよう促しながら、地区ごとの話し合いをそれぞれ複数回開催し、令和7年3月末時点で18地区の地域計画が策定された。

※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート



農業委員会による地域計画の実現に向けた取組の推進

【農地利用最適化交付金】

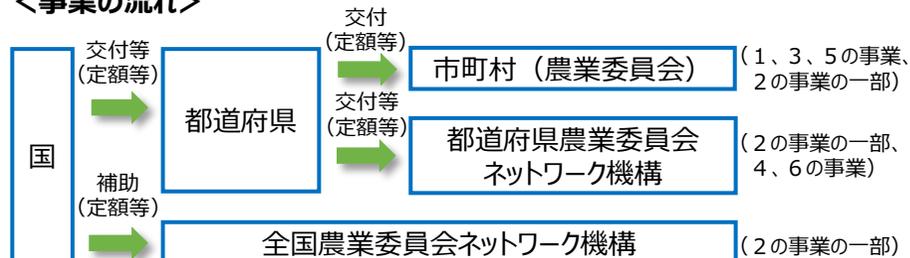
- ・ 農業委員会が行う農地利用の最適化活動 (農地の集積・集約化、遊休農地の解消 等) に係る活動量や成果に応じて交付 (委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することも可能)

【機構集積支援事業】

- ・ 農業委員会が行う農地の利用調整、各種調査、農地台帳の整備等の活動を支援

【お問い合わせ先】 (1、3、4の事業) 経営局農地政策課 (03-3591-1389)
(2、6の事業) 農地政策課 (03-6744-2152)
(5の事業) 農地政策課 (03-6744-2153)

<事業の流れ>



国有農地等管理処分事業

令和8年度予算概算要求額 2,650百万円 (前年度 1,913百万円)

<対策のポイント>

国有農地等を適切に管理し、早期に処分します。

<事業目標>

- 売却不能な国有農地等をゼロとするため、所要の手続を実施 [令和11年度まで]

<事業の内容>

1. 国有農地等管理処分委託費、庁費及び旅費

239百万円 (前年度 196百万円)

国が行う管理のために必要な経費のほか、**国有農地等を早期に処分**していくため、地番・公図がない処分不能な国有農地等について、**測量・境界確定及び表示に関する登記等を行う経費**を措置します。

相続土地国庫帰属制度により、国が取得した農地の**管理及び処分を行うための経費**を措置します。

2. 国有農地等事務取扱交付金

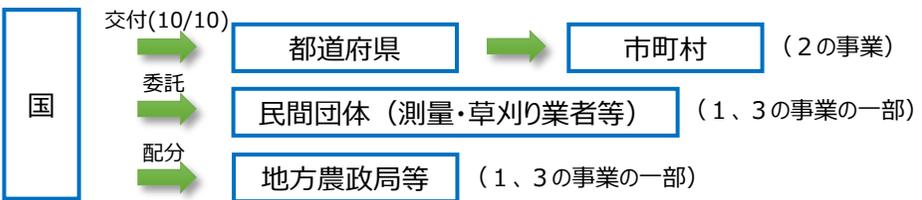
2,388百万円 (前年度 1,694百万円)

都道府県が行う国有農地等の管理、売払等に向けた対象地の**調査及び債権管理等を行うための経費**を交付します。

3. その他管理処分に要する経費

- ① 農地等価格鑑定料 14百万円 (前年度 14百万円)
国有農地等の処分予定地について、不動産鑑定士等にその価格の鑑定を依頼するために必要な経費を措置します。
- ② 不動産購入費 7百万円 (前年度 7百万円)
農地等の買収等に必要な経費を措置します。
- ③ 幼齢林等補償費 2百万円 (前年度 2百万円)
農地等の買収等をする際に必要となる補償費を措置します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【事業対象】

- 農地法等の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地等
- 相続土地国庫帰属法に基づき国が取得し、管理を行っている農地



[国有農地等管理処分委託費等 (国)、国有農地等事務取扱交付金 (都道府県)]

【適切に管理するために】

- 土地の管理保全 (防災・復旧補修、雑草木等処理、柵・表示板の設置 等)
- 売払や不要地認定に向けた対象地の調査、権利関係の調整 等
- 貸付料の徴収決定・収納や収納未済事案の処理

【早期に処分するために】

- 《売却不能な国有農地等をゼロに》
 - 境界が未確定だったり、土地の登記等が完成していないもの
→ 測量・境界確定、表示登記を実施
 - 買受優先権のある旧所有者等の買受意向確認が未了のもの
→ 旧所有者等の買受意向を公告等により確認



【売却可能な国有農地等から速やかに処分】

- 農業者や買収前の旧所有者等へ売却、財務省へ引継、旧所管庁へ返却、道水路は市町村等へ譲与

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課 (03-6744-2155)

原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化

令和8年度予算概算要求額 101百万円（前年度113百万円）（復興庁計上）

<対策のポイント>

- 原子力災害被災12市町村においては、住民の帰還が徐々に進む中、営農再開に向けた取組が進められているところですが、**新たな担い手の確保や担い手への農地集積・集約化が課題**となっています。
- こうした状況を踏まえ、当該市町村において作成された**地域計画に基づき、地域の意向に沿った農地の貸借を円滑に進めるための体制を構築**するとともに、**農地中間管理機構（農地バンク）を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等に対して協力金を交付**します。

<政策目標>

原子力災害被災12市町村における営農が休止されている農地の営農再開（1.1万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 原子力災害被災12市町村への農地中間管理機構事業

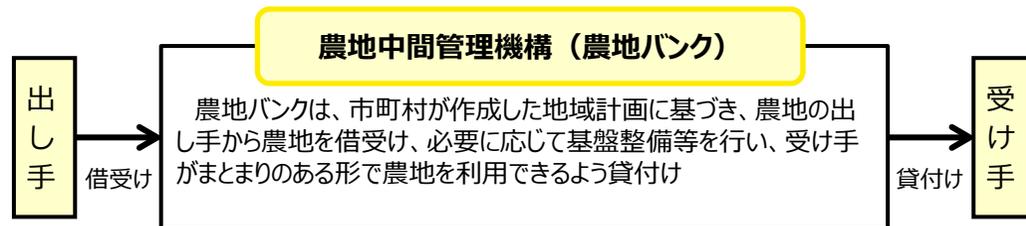
60百万円（前年度60百万円）

原子力災害被災12市町村における、農地バンクによる農地集積・集約化を推進する取組に必要な農地相談員（現地コーディネーター）の設置を支援します。

2. 原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業

40百万円（前年度53百万円）

原子力災害被災12市町村の①避難解除等区域及び②特定復興再生拠点区域において、地域の話し合いにより、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域等に対して協力金を交付します。



<農地の集積・集約化（イメージ）>

地域内の分散・錯綜した農地利用

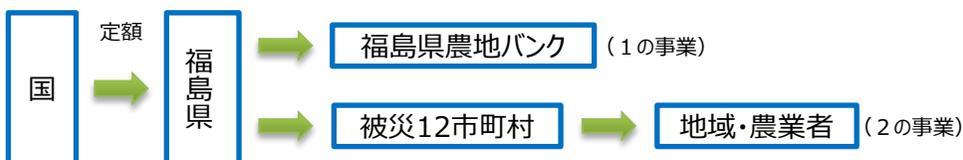


営農再開の加速化

農地の集積・集約化でコスト削減



<主な事業の流れ>



原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業のポイント

【地域集積協力金】

- ・ 地域内の農地面積の一定割合以上を農地バンクに貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に交付（1.9万円/10a～3.7万円/10a）。

【経営転換協力金】

- ・ 令和8年度まで交付単価（1.5万円/10a）を据え置き。

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-6744-2151）

農地利用効率化等支援交付金

令和8年度予算概算要求額 3,007百万円（前年度 1,986百万円）

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が**経営改善に取り組む場合に**必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

<事業目標>

担い手への農地集積率向上（7割 [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 地域農業構造転換支援タイプ

地域計画の早期実現を後押しするため、**地域の中核となって農地を引き受ける担い手の取組に必要な農業用機械・施設の導入、農業用機械のリース導入を支援**します。

【補助率：購入 3/10、リース 定額（上限1,500万円）】

※ リースは導入する農業用機械の取得相当額の3/7を定額で支援

2. 融資主体支援タイプ

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、**経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援**します。

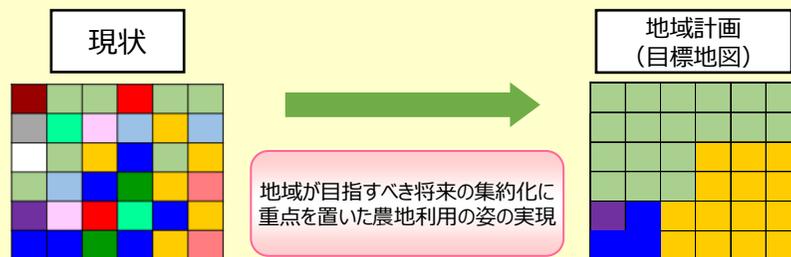
【補助率：3/10（上限300万円等）】

<事業イメージ>

令和6年度末までに地域計画が策定され、
地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

<地域農業構造転換支援タイプ>

- ・ 地域計画に基づき、**農地の目標集積率の向上を目指す地域**（6割以上（中山間地域5割以上））において、
- ・ **地域の中核となって農地を引き受ける担い手**（経営面積の3割又は4ha以上の拡大）に対し、
- ・ **農業用機械・施設の導入を支援**



地域農業の維持・発展

<事業の流れ>



（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

集落営農連携促進等事業

令和8年度予算概算要求額 200百万円（前年度 200百万円）

<対策のポイント>

地域計画に位置付けられている集落営農の**連携・合併による**、広域展開での**効率的な生産・販売体制の確立**等に向けた取組を支援します。

<事業目標>

担い手への農地集積率向上（7割 [令和12年度まで]）

<事業の内容>

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。（支援期間：最長3年、優先枠（将来像が明確化された地域計画の策定地域等）、補助上限額10百万円）

① ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の**目指す農業の姿や具体的な戦略**の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。【定額】

② 具体的な取組の実行への支援

ア 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓**などに取り組む経費 【定額】

イ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等） 【定額（100万円上限/年）、最長3年間】

ウ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費** 【定額（25万円）】

エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費** 【1/2以内】

③ 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

<事業の流れ>

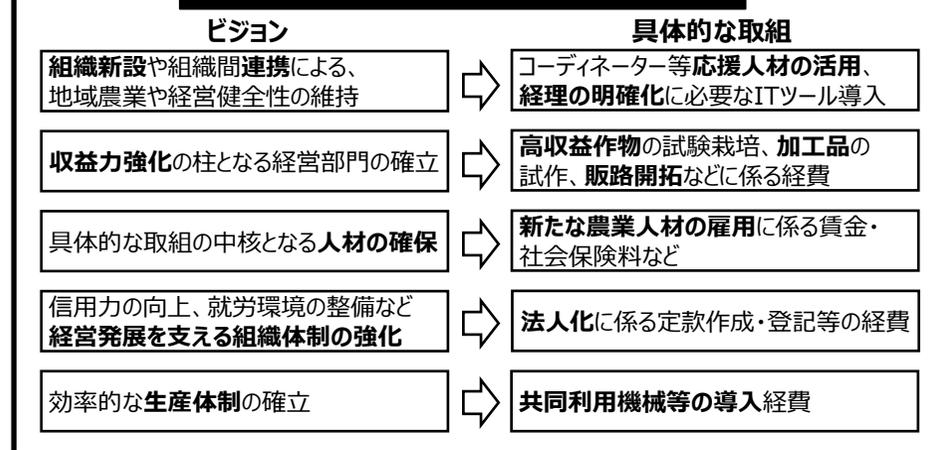


<事業イメージ>

集落営農の経営基盤強化が課題



課題を乗り越えるための新たな取組（例）



[お問い合わせ先] 経営局経営政策課 (03-6744-0576)

農業経営・就農支援体制整備推進事業

令和8年度予算概算要求額 1,130百万円（前年度 600百万円）

<対策のポイント>

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農・参入等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援します。

<事業目標>

支援実施から5年後における農業者の経営戦略目標を達成した経営体数の増加（支援経営体数の8割）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業経営・就農サポート推進事業

700百万円（前年度 425百万円）

都道府県が就農・参入や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農・参入等の相談対応、就農・参入候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。

2. 経営発展・就農促進委託事業

400百万円（前年度 145百万円）

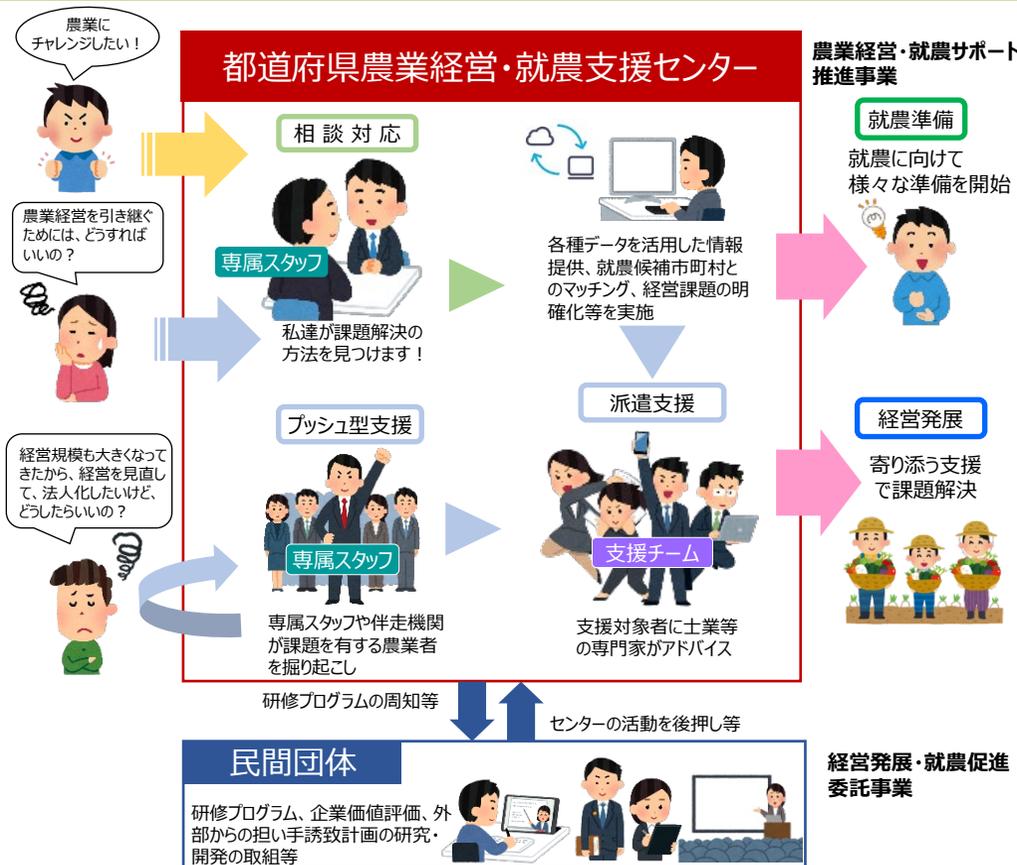
農業者の経営基盤の強化に資する、農業経営人材を育成する研修プログラム、農業法人の企業価値評価手法、外部からの担い手誘致に関する計画策定等の研究・開発を行います。

3. 優良経営体表彰等事業

30百万円（前年度 30百万円）

全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-3502-6441)

多様な農業人材の意欲的な取組の推進

<対策のポイント>

地域の実情に応じた生産体制強化への支援、多様な経営体に対し、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成、農業の多面的機能の維持・発揮を図る多面的機能支払や中山間直接支払、多様な農業人材に対する研修機会の提供、多様な農業人材からなる集落営農の活性化等の取組を支援します。

<事業の全体像>

1. 地域の実情に応じた生産体制強化、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成への支援

- ① **持続的生産強化対策事業のうち、果樹農業生産力増強総合対策及び茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進** 16,000百万円（前年度 14,214百万円）の内数
果樹の生産基盤の強化や、地域の実情に応じた茶や薬用作物等の地域特産作物の生産体制強化等の取組を支援します。
- ② **スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業** 980百万円（前年度 30百万円）の内数
農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、農業支援サービス事業者の人材育成や活動の促進、サービスの提供に要するスマート農業機械等の導入等の取組に対して支援します。

2. 農業の多面的機能の維持・発揮、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援

- ① **多面的機能支払交付金** 50,048百万円（前年度 50,048百万円）の内数
地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。
- ② **中山間地域等直接支払交付金** 28,460百万円（前年度 28,460百万円）の内数
中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。
- ③ **農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策** 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数
農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

3. 多様な農業人材に対する研修機会の提供等への支援

- ① **新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業** 17,684百万円（前年度 10,748百万円）の内数
農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農前の研修や現役農業者に対する学び直しなど教育・研修モデルの創出、地域農業への入り口となる短期農業研修の実施等の取組を支援します。
- ② **農業経営・就農支援体制整備推進事業** 1,130百万円（前年度 600百万円）
都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、農業者等に助言・指導などを行う取組等を支援します。
- ③ **集落営農連携促進等事業** 200百万円（前年度 200百万円）
地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援します。

多様な農業人材による意欲的な取組の推進

[お問い合わせ先]

(1①の事業) 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2117) (2①の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197) (3①の事業) 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)
(1②の事業) 農産局技術普及課 (03-6744-2107) (2②の事業) 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359) (3②③の事業) 経営局経営政策課 (03-3502-6441)
(2③の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-1855)

地域外からの担い手の参入促進

<対策のポイント>

将来の受け手が位置付けられていない農地を引き受けやすくするため、農地中間管理機構（農地バンク）の活用により、当該農地の集約化、大区画化によって誘致団地の整備を行うとともに、国・都道府県・市町村が連携した地域外からの担い手の参入促進の取組に係る支援体制の構築、担い手不足の地域と担い手とのマッチング、担い手による機械・施設等の導入等を支援します。

<政策目標>

○ 販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア拡大（9割〔令和12年度まで〕） ○ 担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の全体像>

農地を集約し農業団地を設定

白地農地の集約化

・市町村のほか、都道府県、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等が協力して、地域計画のブラッシュアップを行い、将来の受け手が位置づけられていない白地等農地を集約化

・農業団地（担い手参入）エリアを設定

◇農地集約化促進事業
8,091百万円の内数

◇農業経営・就農支援体制整備推進事業
1,130百万円の内数

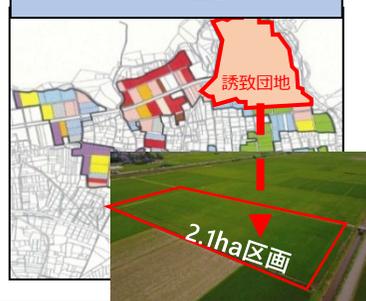


基盤整備／地域外からの担い手誘致

農地等の基盤整備

- ・農地バンクを活用して集約化した農地を対象に、農業団地エリアを含め、
 - ①農地の大区画化
 - ②草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備
 - ③水田の汎用化・畑地化
 - ④農道の整備等を集中的に実施
- ・老木・廃農業用ハウス等の移設・撤去等の対策を検討

農業団地（担い手参入） エリア整備



◇農業競争力強化基盤整備事業
<公共> 80,339百万円の内数

◇農地の耕作条件改善
24,384百万円の内数

地域外からの担い手の誘致

- ・国・都道府県・市町村の担い手参入支援に関する連携体制を構築し、
 - ①集約する白地等農地（農業団地）、参入希望法人の情報の一元化
 - ②農業法人・企業参入フェア、現地視察等を実施し、担い手誘致を促進

◇農業経営・就農支援体制整備推進事業
1,130百万円の内数（再掲）



機械・施設等の導入促進

個者への機械・ 施設等の導入促進

- ・地域計画に基づく農地の集積・集約化や付加価値向上に取り組む担い手に対し機械・施設等の導入を促進

◇農地利用効率化等支援交付金
3,007百万円の内数



白地農地が解消

農業者年金事業

令和8年度予算概算要求額 76,005百万円 (前年度 76,005百万円)

<対策のポイント>

認定農業者等について、農業者年金の**保険料負担を軽減**しその経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担し、農業者の老後の生活の安定を図ります。

<事業目標>

農業者の老後生活の安定を図るとともに、保険料負担を軽減することにより認定農業者等を確保

<事業の内容>

<農業者年金制度の概要>

農業者年金は、厚生年金が適用されない個人経営の農業者等を対象に、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される**政策年金**として**昭和46年に発足**しました。

平成14年以降は、以下の仕組みで実施しています。

- ① 農業者の減少・高齢化等に対応した安定的な制度とするため、将来の年金原資を自ら積み立てる制度（新制度）とし、**認定農業者等の保険料負担を軽減**し、その経営を支援します。
- ② 平成13年以前の制度（旧制度）による年金は、国庫の負担により給付します。

1. 特例付加年金助成補助金 621百万円 (前年度 621百万円)

新制度に加入する**認定農業者等の負担軽減**を図るため、保険料の一部（最大1/2）を助成します。助成分の保険料は、経営継承を行った者に支給される特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

2. 農業者年金給付費等負担金 75,384百万円 (前年度 75,384百万円)

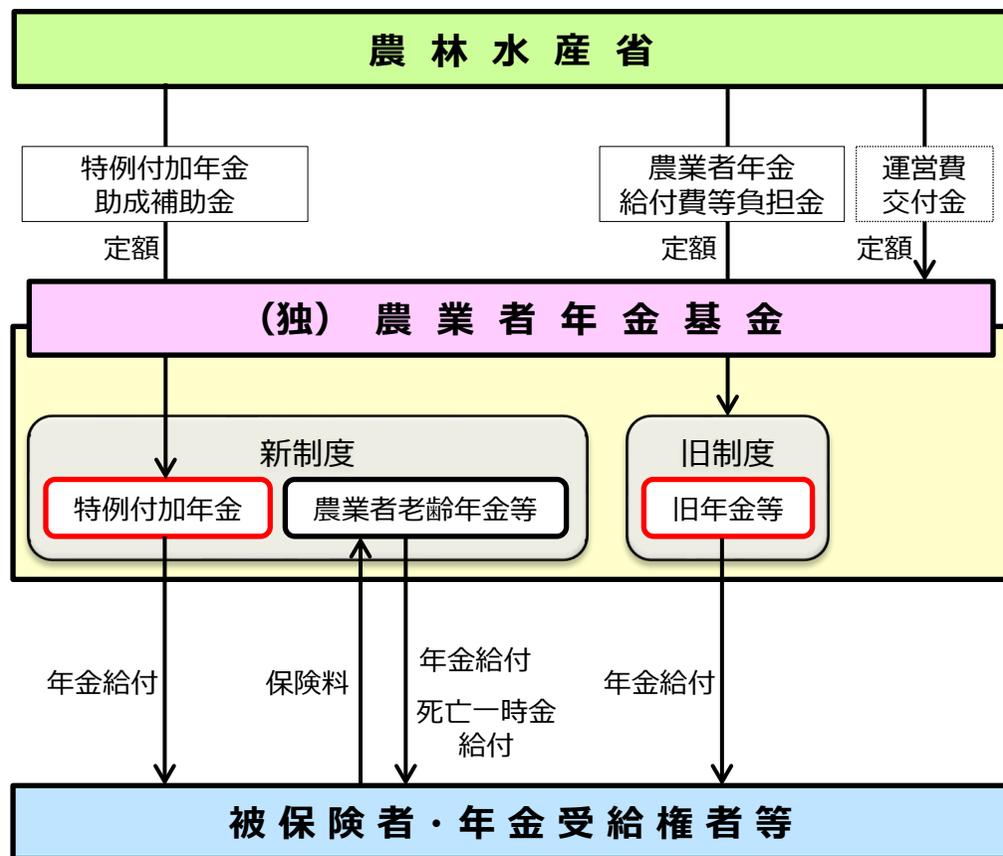
旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担します。

(関連措置)

(独) 農業者年金基金運営費交付金 4,985百万円 (前年度 4,263百万円)

独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 経営局経営政策課 (03-6738-6163)

<対策のポイント>

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」に即して、農林漁業団体の職員等を対象に人権意識の向上を図るために実施する**人権問題に関する啓発活動を支援**します。

<事業目標>

農協、漁協、森林組合及び土地改良区のうち人権啓発活動に主体的に取り組み、人権意識の向上が図られている組織の割合を9割以上

<事業の内容>

1. 人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体が、当該団体職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を支援します。

2. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

都道府県に委託し、農林漁業団体や農地所有適格法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施します。

（参考）人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）

都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。

<事業イメージ>

人権問題啓発活動の実施

1. 人権問題啓発推進事業
全国農林漁業団体の職員等を対象
2. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業
都道府県内の農林漁業団体、農地所有適格法人、集落営農組織等を対象

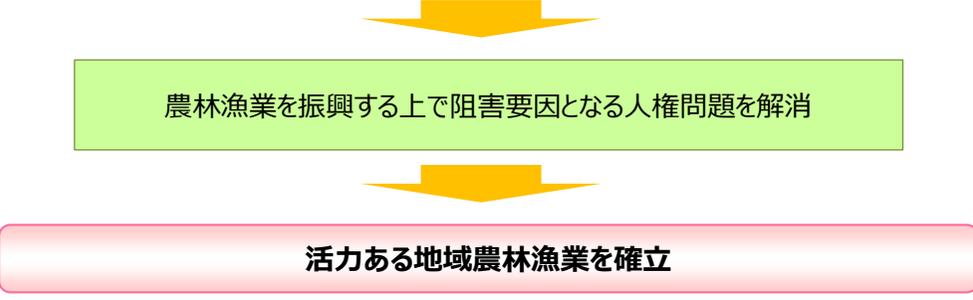
（取組内容）

- ・ 人権問題啓発に関する研修会や会議の開催
- ・ 人権問題啓発のためのパンフレット等の啓発資料の作成・配布 など



（人権問題啓発研修会）

<事業の流れ>



特定地域経営支援対策事業

令和8年度予算概算要求額 554百万円（前年度 554百万円）

<対策のポイント>

北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

<事業目標>

- 北海道の全ての事業実施地区において5年度目に地区毎の事業実施計画に定めた目標所得を達成
- 沖縄県において意欲ある多様な経営体を育成・確保

<事業の内容>

1. アイヌ農林漁業対策事業

172百万円（前年度 172百万円）

アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、**アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林漁業経営近代化施設等の整備を支援**します。

2. 沖縄農業対策事業

382百万円（前年度 382百万円）

沖縄農業の持続的な発展を図るため、**意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な生産施設・加工施設等の整備を支援**します。

<事業イメージ>

背景・課題

アイヌ農林漁家と北海道の一般農林漁家、沖縄農業と本土農業の状況と比較すると、所得や経営規模、農業用施設の整備状況等において、依然として格差がみられます。これらの格差の解消等を目的として進められている、北海道の「北海道アイヌ政策推進方策」や沖縄県の「沖縄振興計画」等に係る施策の着実な推進を図る観点から、北海道のアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

経営規模等の格差是正と経営の持続的発展のための支援

アイヌ農林漁業対策事業

事業対象メニュー：

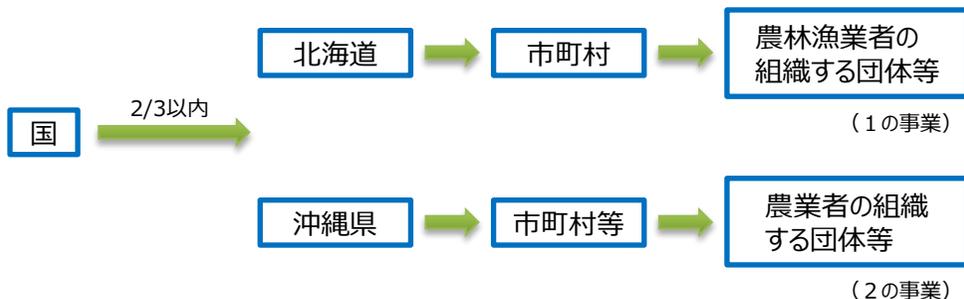
- 農林業生産基盤の整備（区画整理、かんがい排水、農道、林道等）
- 農林漁業経営近代化施設等の整備（農業用機械、温室、集出荷貯蔵施設、畜舎等）
- （林業用機械、機械保管施設、栽培管理施設等）
- （養殖施設、蓄養施設、水産物処理加工施設、水揚荷さばき施設等）

沖縄農業対策事業

事業対象メニュー：

- 土地基盤、生産施設、加工施設、流通販売施設等の整備

<事業の流れ>



アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上
沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

新規就農者育成総合対策

令和8年度予算概算要求額 17,684百万円（前年度 10,748百万円）

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催等**の取組を支援します。

<政策目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の全体像>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

- ① 地域計画の策定により明らかになった**受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動及び研修農場の整備**を支援します。また、雇用就農に適合したカリキュラムの開発、地域の農業法人等とのマッチングを支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）

対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）

支援額：国費上限500万円（2①の交付対象者は上限250万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4）

特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定
〔機械・施設等の導入、修繕・移設・撤去等を支援（国費上限600万円）〕

2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長2年間

補助率：国10/10

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

① 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

- ・新規就農者の誘致体制の整備
- ・複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践
- ・就農前後の方々に対するトータルサポート活動
- ・研修農場の整備
- ・実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備
- 〔雇用就農の輩出に向けた取組〕
- ・雇用就農に適合したカリキュラム開発、地域の農業法人等とのマッチングの場の提供、就農後のフォローアップ

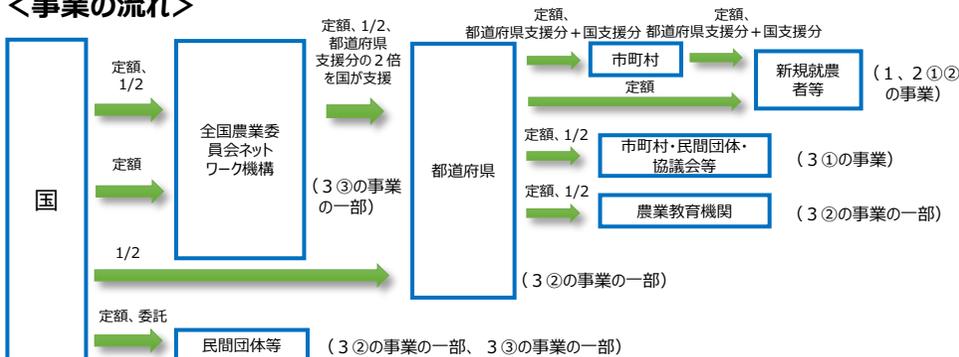
② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校・農業高校等における取組
- ・研修施設等の整備、農業機械・設備等の導入、スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化、就農コーディネーターの設置、現場実習や出前授業の実施
- ・現役農業者に対するリ・スキリング等先進的な教育・研修モデルの創出等
- ・次世代農業経営者となる人材を育成するための集合研修
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修等

③ 農業人材確保推進事業

- ・就農相談会の開催、農業の魅力発信等

<事業の流れ>



- ※1 取組計画に応じた事業採択方式で実施
- ※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象
- ※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
- ※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象
- ※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者育成総合対策のうち 経営発展支援事業

令和8年度予算概算要求額 17,684百万円（前年度 10,748百万円）の内数

<対策のポイント>

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

就農後の経営発展のために、都道府県が新規就農者の初期投資の取組に対して支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

※取組計画に応じた事業採択方式

<通常枠>

対象者：49歳以下の認定新規就農者

支援内容：機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）

支援額：国費上限500万円（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）

補助率：国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

<地域計画早期実現支援枠>

対象者：49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

支援内容：① 機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組

② 機械・施設等の導入

支援額：国費上限600万円（①と②の合計）

補助率：① 国の補助上限1/3

② 国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>



主な交付要件：

<通常枠>

- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和7年度以降が対象）
- 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- 3 目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること

<地域計画早期実現支援枠>

- 1 将来像が明確化された地域計画*又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること
※ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域
- 2 令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人であること
- 3 青色申告を行うこと
- 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること
- 5 経営開始資金との併用は不可

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

<対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**注1 を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

<主な交付要件>

- 1 **独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
 - ※1 **就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること
 - ※2 **就農後5年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等注2で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。

② 以下の場合は返還となります。

- ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
- ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

<主な交付要件>

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 3 経営を継承する場合、**経営発展に向けた取組**を行い、**新規参入者と同等の経営リスク**を負っていると市町村長に認められること
- 4 **目標地図**に位置づけられ、又は位置づけられることが**確実と見込まれること**、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

① 以下の場合は、交付停止となります。

- ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
- ・適切な経営を行っていない場合 等

② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

<事業の流れ>



注1：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に研修計画等を登録していること

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

令和8年度予算概算要求額 17,684百万円（前年度 10,748百万円）の内数

<対策のポイント>

地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。

〔 研修農場の整備又は農地整備等関連事業と併せて実施する場合：定額、上限300万円/地区
上記以外の場合：定額、上限200万円/地区 〕

2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援します。（1/2以内）

〔雇用就農の輩出に向けた取組〕

雇用就農に適合した研修農場を横展開するため、研修農場の整備のほか、市町村等が関係者と共同で行う、研修の計画・実施、農業法人等とのマッチング、就農後のフォローアップ等を支援します。

〔 ソフト：定額、上限300万円/地区、研修農場の整備：1/2以内 〕

（農地整備等関連事業）

・ 遊休農地解消対策事業

目標地図において受け手が位置付けられていない遊休農地について、農地バンク等による簡易な整備を支援

・ 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善への支援等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

新規就農者の誘致体制の整備

（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築）

コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備等

〔 ※「新規就農者参入促進計画」を作成
・ 地域における推進体制や、新規就農者の現状と目標、農地の状況等を記載 〕



（誘致の実践）

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催等



（就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施）

・ 短期農業研修の実施
・ 就農相談員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導等を実施



研修農場の整備

農業用機械・設備の導入、農業用ハウス等の整備



〔雇用就農の輩出に向けた取組〕

雇用就農に適合したカリキュラムの開発及び研修の実施、地域の農業法人等とのマッチングの場の提供、技術・経営力の更なる向上等就農後のフォローアップ等

いずれも実施する場合は優先的に採択

研修農場の用に供する農地又は就農に適した農地の整備

遊休農地解消対策事業 / 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

〔お問い合わせ先〕 経営局就農・女性課（03-6744-2162）

新規就農者育成総合対策のうち 農業教育高度化事業

令和8年度予算概算要求額 17,684百万円（前年度 10,748百万円）の内数

<対策のポイント>

新規就農者の輩出に向け、農業大学校、農業高校等におけるスマート農業等のカリキュラムの強化やそれに必要となる農業機械・設備の導入や施設の整備、先進農業者の下での現場実習の実施、就農コーディネーターの設置等を支援します。さらに、我が国農業を牽引する次世代農業経営者となる人材を育成するための集合研修、海外農業研修等の実施を支援します。また、就農後の経営安定に向け、現役農業者に対するリ・スキリングなど教育・研修モデルの創出を支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 全国事業

民間団体による全国段階での以下の取組を支援します。

- ① 将来の我が国の農業を牽引する、起業マインドにあふれ、将来の法人化等も志向する次世代農業経営者となる人材の育成のための研修等の実施（定額）
- ② 国際的な農業人材育成のための取組（定額）

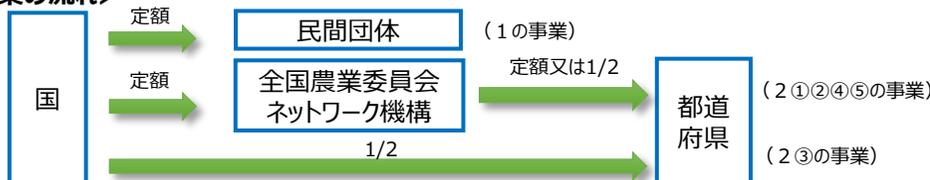
2. 都道府県事業

新規就農者の輩出に向け、農業大学校、農業高校等で行う農業教育の高度化・充実、農業法人とのマッチングや関係機関との連携による就農対策を支援します。あわせて、就農後の経営安定に向け、現役農業者等に対する先進的な教育・研修モデルの創出のための取組を支援します。

<取組例>

- ① スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラムの強化（定額）
- ② 研修用農業機械・設備の導入（リースを含む）、ICT環境の整備(1/2以内)
- ③ 技術習得等に必要となる研修施設等の整備（1/2以内）
- ④ 就農コーディネーターの設置や現場実習や出前授業等の実施（定額）
〔※①、④国費上限：2,000万円/道、1,500万円/都府県〕
- ⑤ 就農前の研修や現役農業者に対するリ・スキリングなど教育・研修モデルの創出（定額）
〔※体系的なスマート農業、有機農業等、農業経営等の研修 ※国費上限：1,500万円/県〕

<事業の流れ>



<事業イメージ>

全国段階

- ▼ 我が国の農業を牽引する、起業マインドにあふれ、将来の法人化等も志向する優秀な次世代農業経営者となる人材を育成するため、全国段階で、高度人材育成のための集合研修を実施
- ▼ 世界を相手に活躍できる人材等が育成できるよう、海外農業研修を実施



次世代農業経営候補生育成のための研修の実施



海外農業研修への参加

都道府県段階

〇〇県農業教育高度化プラン

1. 地域の課題
2. 農業教育の目的
3. 目標
4. 農業教育機関の役割分担
5. 農業教育の高度化に必要な取組
 - ・スマート農業のカリキュラム強化
 - ・研修用機械・設備の導入
 - ・先進農業者による出前授業
 - ・研修施設等の整備
 - ・LAN環境の整備 等

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画（農業教育高度化プラン）を作成



都道府県の実情に応じた農業教育の高度化

先進的な教育・研修モデルの創出等

(取組例) 体系的なスマート農業研修

体系的なスマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、研修に要する経費を支援
(取組例) 耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)

<対策のポイント>

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催**等の取組を支援します。また、農業に関心のある層に向けた職業としての農業の魅力伝え就農意欲を喚起する取組を支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 新規就農相談・情報発信

各地域における就農支援策の紹介等、就農に関する情報を一元的に集約したポータルサイト「農業をはじめの.JP」による**就農希望者への情報発信**を支援します。
また、**全国段階における新規就農相談活動**及び就農相談から就農、定着、経営発展を支援するための**全国データベースの管理、運営**を支援します。

2. 新規就農実態調査

就農後順調な経営発展を実現している経営体に共通する成功要素を抽出し、育成すべき新規就農者像を明らかにするための調査を実施。

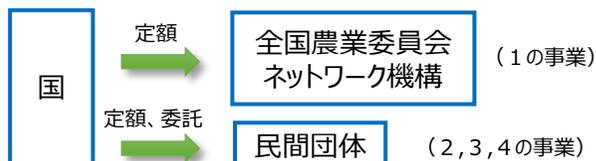
3. 就農相談会実施

就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での**就農相談会の開催**を支援します。

4. 職業としての農業の魅力発信支援

大学農学部[※]の学生等の農業関心層に対する**職業としての農業の魅力発信**、**他産業との連携に向けたプラットフォーム形成**の取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

新規就農相談・情報発信

- ・全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の収集・発信、
- ・全国データベースの管理・運営



新規就農実態調査

- ・対象の経営体に共通する成功要素（スキル、資金、技術、装備、就農前の教育状況 など）を調査
- ・有識者による検討を経て調査報告を取りまとめ、育成すべき新規就農者像を明確化



就農相談会実施

- ・東京・大阪での就農相談会（新・農業人フェア）の開催



職業としての農業の魅力発信

- ・農業の魅力伝える講義、ロールモデル農業者による情報発信等を支援
- ・スポーツ界など他産業との連携に向け、官民横断でプラットフォームを形成し、新たなロールモデル農業者を発掘・輩出



雇用就農総合対策

令和8年度予算概算要求額 4,483百万円（前年度 3,038百万円）

<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、雇用就農の拡大に向けた労働環境の整備、他産地・他産業との連携等による労働力確保、農業法人等による就農希望者の新規雇用等を総合的に推進します。

<政策目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 就農希望者の新規雇用等への支援

資金

農業法人等が行う以下の取組に対して、資金を交付します。

- ① 49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、研修を実施
(年間最大60万円※、最長4年間)

※ 1経営体当たりの新規採択人数は5人まで、かつ3人目以降は年間最大20万円

- ② 新法人の設立を目指す49歳以下の就農希望者を一定期間雇用し、研修を実施
(年間最大120万円、最長4年間(3年目以降は年間最大60万円))

- ③ 55歳未満の職員を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人等へ派遣して研修を実施(月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間)

2. トライアル雇用就農への支援

トライアル就農

正規雇用に向けて行われるトライアル雇用就農のマッチング及びフォローアップ等を支援します。

3. 雇用体制強化への支援

- ① 就労条件改善タイプ

就労条件

地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、就業規則の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善のための取組を支援します。(補助率：定額)

- ② 産地間連携等推進タイプ

産地連携

繁忙期の異なる他産地・他産業との連携により産地の労働力確保を推進する取組を支援します。(補助率：定額)

<事業イメージ>



安定的に労働力を確保し、農業を持続的に発展

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-6744-2160)

<対策のポイント>

地域雇用を押し上げる農業経営体の育成に向け、**農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付**します。また、**農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援**します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します※^{1, 2}。（年間最大60万円※³、最長4年間）

2. 新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します※¹。（年間最大120万円、最長4年間（3年目以降は年間最大60万円））

3. 次世代経営者育成支援タイプ

農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成します。

（月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間）

<事業の流れ>



- ※1 新規雇用就農者の増加分が対象
（離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
- ※2 多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円を加算
- ※3 1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ、3人目以降は年間最大20万円
- ※4 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、
①年間総労働時間の就業規則等への規定、②産休・育休等の就業規則等への規定、
③人材育成及び評価の仕組みの整備、④男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備、
⑤くろみん・えるぼしの認定
のいずれか2つ以上を実施

<事業イメージ>

○ 雇用就農者育成・独立支援タイプ／新法人設立支援タイプ



<農業法人等の主な要件>

- 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可）
- 2 労働環境の改善※⁴に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- 3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること

<新規雇用就農者の主な要件>

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する**49歳以下**の者であること
- 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること

○ 次世代経営者育成支援タイプ

<派遣元農業法人等の主な要件>

- ・ 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること

<派遣研修生の主な要件>

- ・ **原則55歳未満**の者であること



<対策のポイント>

- **正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用就農（3か月程度の有期雇用）を推進し、**
 - ① **就農に関心がある求職者が、農業界にチャレンジしやすくする**
 - ② **農業経営体が、正規雇用の拡大に向けて必要な環境を整える**ことを促す
- トライアル雇用就農の実施期間中に、**当該経営体で正規雇用への移行を希望しないケースが発生した場合は別の経営体・産地での就農**を促し、農業界への定着を図る。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

都道府県等における以下の取組を支援します（上限1,000万円/県）

1. 求人状況の調査、就農希望者の募集

- ・農業法人等の求人状況の調査
- ・就農希望者の募集のための周知活動（チラシ、イベント等）

2. 農業法人等と就農希望者のマッチング

- ・トライアル雇用契約の締結

3. トライアル雇用就農期間中のフォローアップ

- ・就労状況の確認や正規雇用への移行に向けた助言
- ・他の経営体、産地での就農継続の斡旋

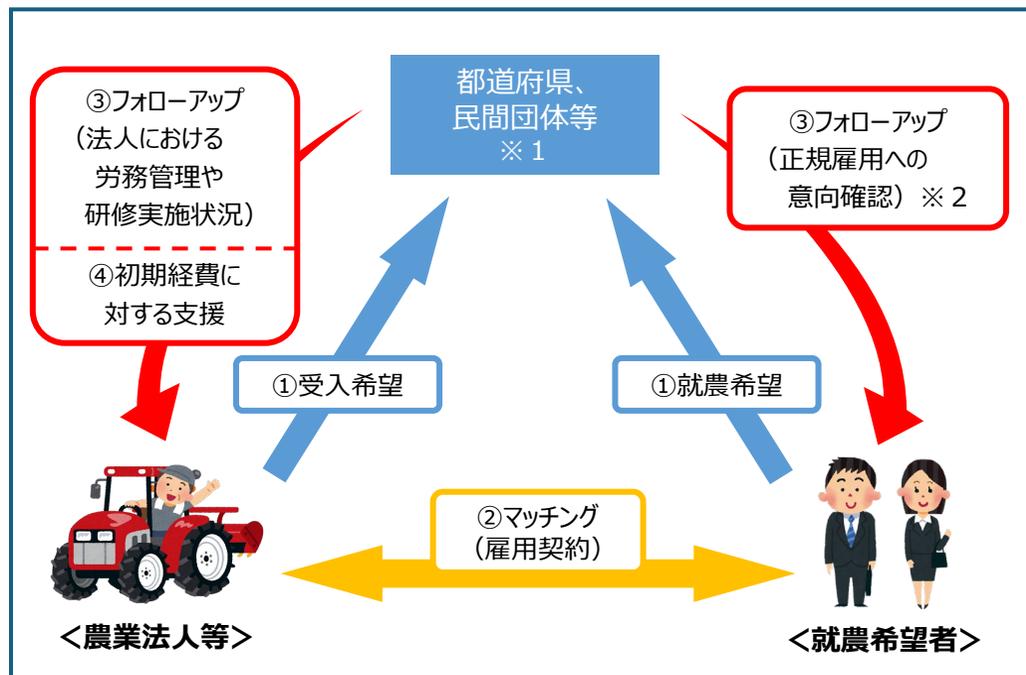
4. トライアル雇用の実施に係る経費支援

- ・農業法人等に対して、雇用の実施に係る初期経費相当を支援（就農希望者1人当たり2万円/月以内、最大3か月）

5. その他

- ・雇用環境の実態調査
- ・雇用環境の改善のための研修会の開催、等

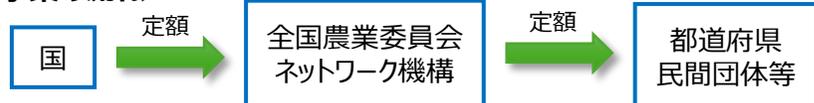
<事業イメージ>



※1 事業内容として、職業紹介事業に該当する取組が含まれるため、職業紹介事業の許可を受けた機関と協力し、職業安定法等の関係法令を遵守の上、事業を実施すること。

※2 必要に応じて、他の経営体へ紹介することも可能。

<事業の流れ>



<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、**就労条件改善**や**他産地・他産業との連携**等による**労働力確保**の取組を支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

<事業イメージ>

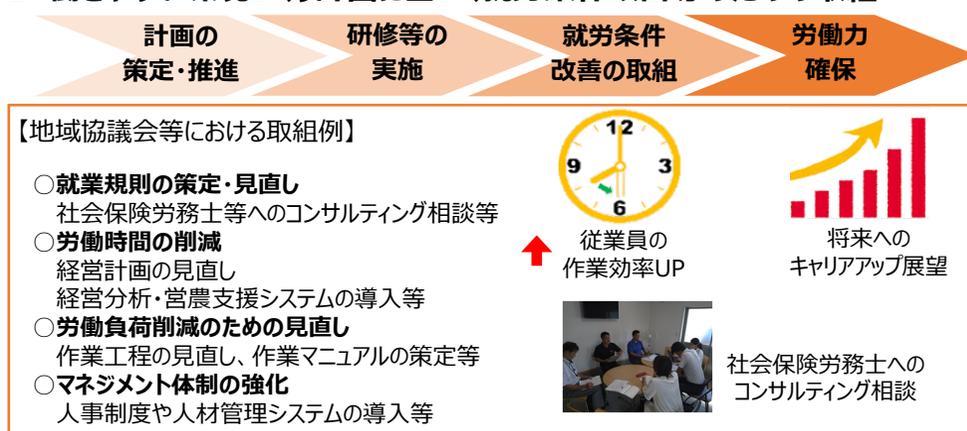
1. 就労条件改善タイプ

地域協議会等*が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、働きやすい労働環境づくりのための経営者向け研修の実施及び就労条件改善のための取組（就業規則の策定、作業工程の見直し等）等を支援します。

【補助率：定額（上限2,000万円）】

※ 関係機関（都道府県・市町村・JA等）＋農業経営体3者以上（人材を雇用する経営体が少ない地域で、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合、1者以上）

1 働きやすい環境づくり計画に基づく就労条件改善等のための取組



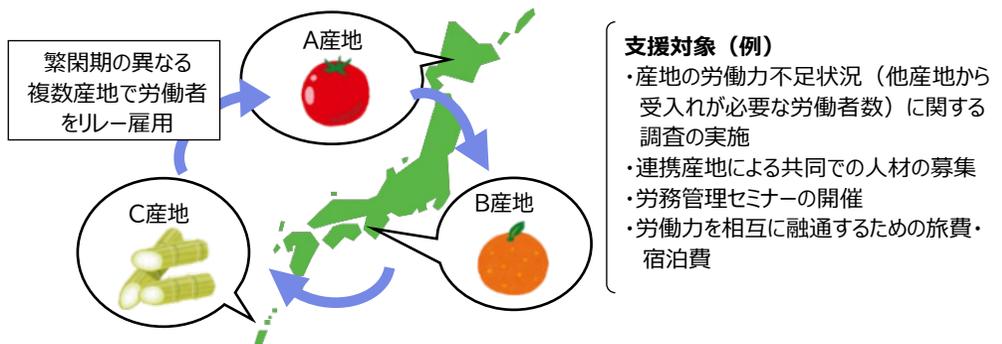
2. 産地間連携等推進タイプ

繁忙期の異なる他産地・他産業との連携による、人材の募集活動や確保した人材の融通等の労働力確保を推進するための取組を支援します。

【補助率：定額（上限1,000万円/年）】

また、全国の産地に、**人材確保の状況・産地間連携の意向**を調査し、連携の意向がある**産地同士のマッチング**を推進します。

2 他産地・他産業との連携による労働力確保



<事業の流れ>



<対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

<事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。令和9年度から施行予定の育成就労試験実施の準備をします。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

- ① 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。
- ② 農業分野において、外国人材向けに情報発信を強化するとともに、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催等**の取組を支援します。
- ③ 飲食料品製造業及び外食業分野において特定技能外国人の受入れ体制強化を支援します。

3. 外国人材の育成

農業分野において、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のための**カリキュラム作成・産地講習会の開催等**の取組を支援します。

<事業イメージ>

技能試験の円滑な実施

- ・ 特定技能外国人材の受入れに向けて特定技能試験の作成及び実施
- ・ 令和9年度の育成就労制度開始に向けて、育成就労試験実施の準備

外国人材の育成

- ・ 農業生産に必要な知識を学ぶe-ラーニングの開発と講習会を実施



外国人材が働きやすい環境の整備

<外国人材向け情報発信の強化>

- ・ 令和9年度に施行される育成就労制度に係る周知徹底
- ・ 国内外の外国人材に向け、多言語により日本農業の魅力を発信



<相談窓口の設置>

- ・ 多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備



<現地説明・相談会の実施>

- ・ 日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施



<優良事例の収集・周知>

- ・ 就労環境改善のモデル例については、多言語化することで就労前後でのスマッチを防止



<事業の流れ>

定額、委託

国 → 民間団体等 (1、3の事業、2の事業の一部)

定額

民間団体等 → 漁協等 (2の事業の一部)

[お問い合わせ先]

- | | | |
|-------------|----------------------|----------------|
| (農業分野) | 経営局就農・女性課 | (03-6744-2159) |
| (漁業分野) | 水産庁企画課 | (03-6744-2340) |
| (飲食料品製造業分野) | 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 | (03-6744-1869) |
| (外食業分野) | 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 | (03-6744-2053) |

女性が変わる未来の農業推進事業

令和8年度予算概算要求額 255百万円（前年度 60百万円）

<対策のポイント>

女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、女性が働きやすい環境づくりや女性グループの活動推進、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や女性農業者の活躍事例の普及、登用に向けた意思決定層の意識啓発、ジェンダーギャップ解消の実証等の取組を支援します。

<事業目標>

- 農業委員に占める女性の割合向上（30% [令和12年度まで]）
 - 農業協同組合役員に占める女性の割合向上（20% [令和12年度まで]）
 - 土地改良区理事に占める女性の割合向上（10% [令和12年度まで]）
 - 女性の認定農業者の割合向上（5.5% [令和7年度まで]）*
 - 家族経営協定の締結数増加（70,000件 [令和7年度まで]）*
- *令和8年度以降の目標は、令和7年12月頃決定予定

<事業の内容>

<事業イメージ>

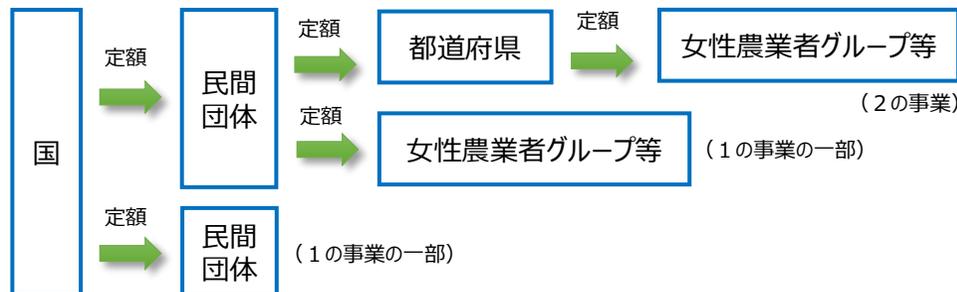
1. 女性活躍に向けた全国事業

女性が働きやすい環境の整備や地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及、農業分野における女性の登用に向けた各組織の意思決定層のコミットメント強化や地域におけるジェンダーギャップ解消のための実証等の取組を支援します。

2. 地域における女性活躍推進事業

各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、女性が働きやすい環境の整備や地域の女性農業者グループの活動の促進、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成等の取組を支援します。

<事業の流れ>



女性活躍に向けた Stage	農業・農村への呼び込み	農業・農村への定着	経営参画 経営発展	地域の方針策定への参画
全国事業	社会参画の推進			地域組織の意思決定層のコミットメント強化 女性活躍リーダーサミットの開催 ジェンダーギャップ解消 専門家参画によるモデル事業
	環境整備	女性活躍の理解促進 地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及 女性の就農環境改善・活躍促進 女性が働きやすい環境整備（男女別トイレ、更衣室、託児スペース、アシストスーツ等の確保）、女性正社員の確保・継続雇用の促進、全国女性リーダー研修の開催等		
地域事業	社会参画の推進	地域の女性農業者グループの活動推進 女性グループの事業活動や研修会の開催等		リーダー育成 地域の実情に応じた女性リーダー育成研修の実施
	環境整備	女性が働きやすい環境の整備 女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結に向けた相談会の開催、女性の継続雇用促進のための研修会の開催等		

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課（03-3591-5831）

女性が変わる未来の農業推進事業

令和8年度予算概算要求額 255百万円（前年度 60百万円）

<対策のポイント>

女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、女性が働きやすい環境づくりや女性グループの活動推進、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や女性農業者の活躍事例の普及、登用に向けた意思決定層の意識啓発、ジェンダーギャップ解消の実証等の取組を支援します。

<事業目標>

- 農業委員に占める女性の割合向上（30% [令和12年度まで]）
 - 農業協同組合役員に占める女性の割合向上（20% [令和12年度まで]）
 - 土地改良区理事に占める女性の割合向上（10% [令和12年度まで]）
 - 女性の認定農業者の割合向上（5.5% [令和7年度まで]）*
 - 家族経営協定の締結数増加（70,000件 [令和7年度まで]）*
- *令和8年度以降の目標は、令和7年12月頃決定予定

<事業の内容>

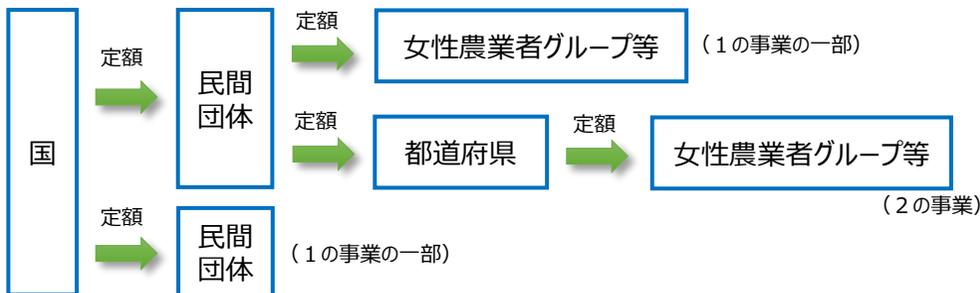
1. 女性活躍に向けた全国事業

女性が働きやすい環境の整備や地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及、農業分野における女性の登用に向けた各組織の意思決定層のコミットメント強化や地域におけるジェンダーギャップ解消のための実証等の取組を支援します。

2. 地域における女性活躍推進事業

各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、女性が働きやすい環境の整備や地域の女性農業者グループの活動の促進、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

		農業・農村への呼び込み	農業・農村への定着	経営参画 経営発展	地域の方針策定への参画
全国事業	社会参画の推進				地域組織の意思決定層のコミットメント強化 女性活躍リーダーサミットの開催 ジェンダーギャップ解消 専門家参画によるモデル事業
	環境整備	女性活躍の理解促進 地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及 女性の就農環境改善・活躍促進 女性が働きやすい環境整備（男女別トイレ、更衣室、託児スペース、アシストスーツ等の確保）、女性正社員の確保・継続雇用の促進、全国女性リーダー研修の開催等			
地域事業	社会参画の推進	地域の女性農業者グループの活動推進 女性グループの事業活動や研修会の開催等		リーダー育成 地域の実情に応じた女性リーダー育成研修の実施	
	環境整備	女性活躍の理解促進 女性活躍の意義、女性活躍の事例等について研修会等を通じ周知 女性が働きやすい環境の整備 女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結に向けた相談会の開催、女性の継続雇用促進のための研修会の開催等			

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課（03-3591-5831）

<対策のポイント>

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

<事業イメージ>

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

(1) 貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から

青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

※青年（45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。
農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。

(2) 資金使途：機械、施設等の取得、営農資金（資材等）

※農地等の取得は除く

(3) 貸付限度額：3,700万円(特認限度額1億円)

(4) 貸付利率：法定無利子

(5) 償還期限：17年以内(据置期間5年以内)

(6) 担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

(7) 貸付主体：株式会社日本政策金融公庫

(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

(8) 融資枠：180(180)億円

(うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠2.2(2.2)億円)

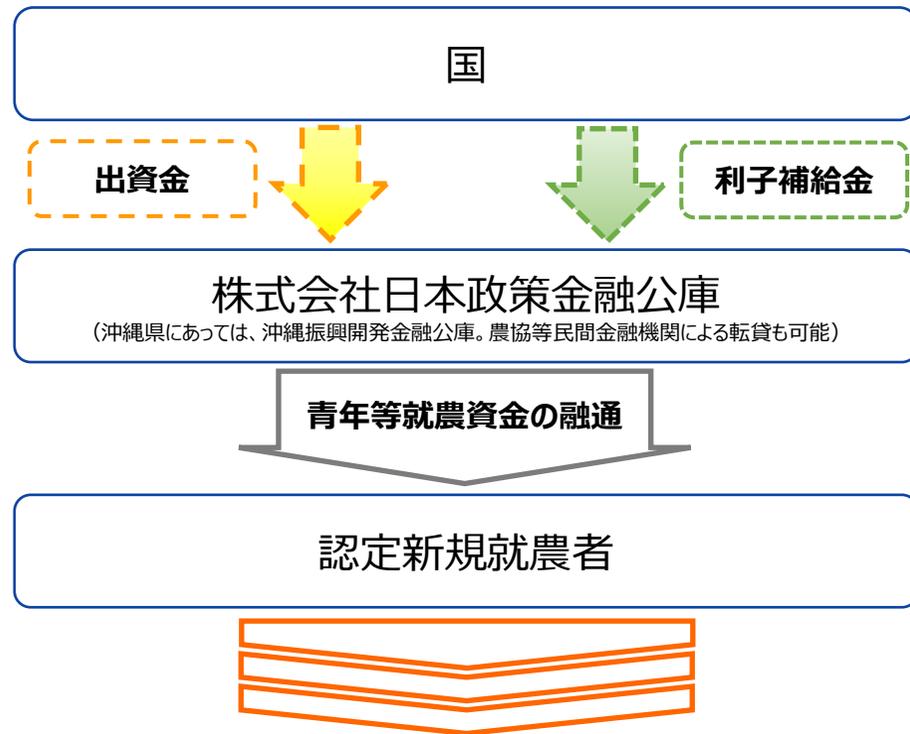
[予算事業]

1. 青年等就農資金利子補給金 768(516)百万円

○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

2. 青年等就農資金円滑化業務出資金 64(64)百万円

○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。



新規就農者の就農・定着を促進

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

スマート農業教育推進

令和8年度予算概算要求額 38百万円（前年度 38百万円）（技術会議事務局計上）

<対策のポイント>

スマート農業の実装に当たっては、**スマート農業機械等を使いこなし、データを経営に活かすことができる人材の育成が重要**です。このため、農業大学校や農業高校等の学生や農業者等が、**スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備**を行います。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

スマート農業に精通する人材の育成を進めるためには、**就農を志す学生や経営を発展させたい農業者等が、スマート農業技術を体系的に学習**できる環境整備を進める必要があります。このため、以下の取組を行います。

1. スマート農業のオンライン講座

スマート農業技術の基礎知識や経営効果、データの取得・分析・活用に加え、スマート農業技術の効果を最大限に発揮する生産方式の導入など、**スマート農業を体系的に学習できるオンライン講座**を開講します。

2. スマート農業の体験型研修

スマート農業を直接体験できる研修を全国各地で実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. スマート農業のオンライン講座の実施



【内容】
スマート農業を体系的に学習できるオンライン講座（e-ラーニング）を開講

2. スマート農業の体験型研修



【内容】
全国各地でのスマート農業研修

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2162）

意欲ある農業者の経営発展の促進

<対策のポイント>

農業経営の規模拡大等に伴い拡大する資金ニーズに対応するため、農業近代化資金を見直し、**農業経営高度化資金（仮称）**とすること等により、民間資金の更なる活用を推進するとともに、経営改善に意欲的に取り組む農業者等を金融面から支援するため、**金利負担を軽減**等します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 農業経営高度化資金（仮称） 利子補給金

【融資枠】20億円（前年度－）

業務区域が2県以上にまたがる農業を営む者等に対し、農林中央金庫が**農業経営高度化資金（仮称）**を融通した場合、所要額を**利子補給金**として交付します。

2. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業

【融資枠（農業経営高度化資金（仮称））】100億円（前年度100億円）※

地域計画に位置付けられた認定農業者等を金融面から支援するため、**農業経営高度化資金（仮称）**について、貸付当初5年間の**金利負担を軽減**します。

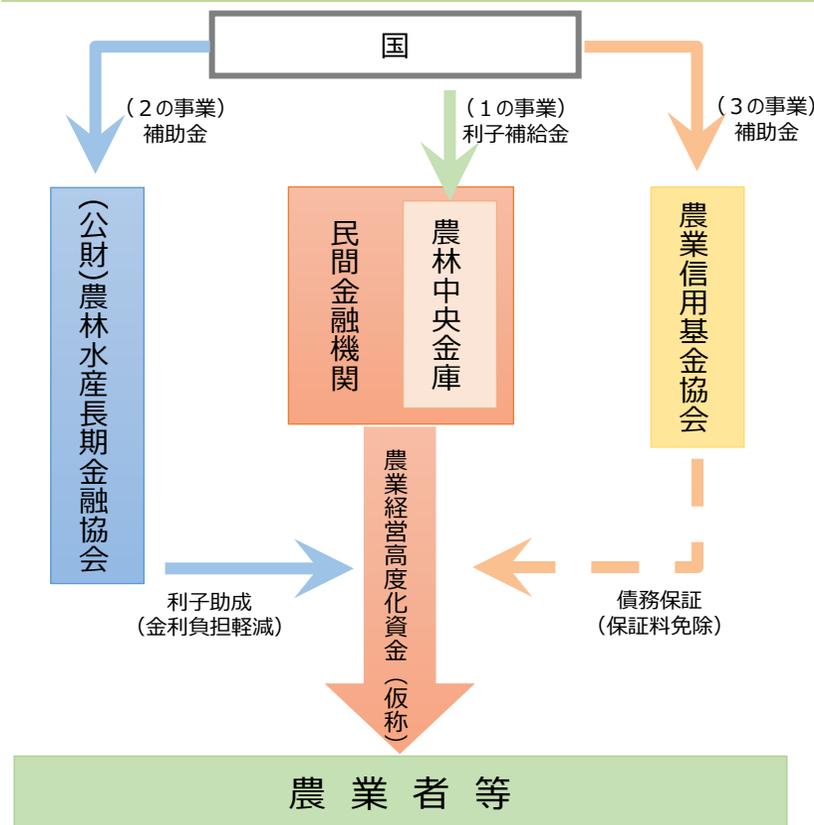
3. 農業信用保証保険支援総合事業

【保証枠（農業経営高度化資金（仮称））】250億円（前年度250億円）※

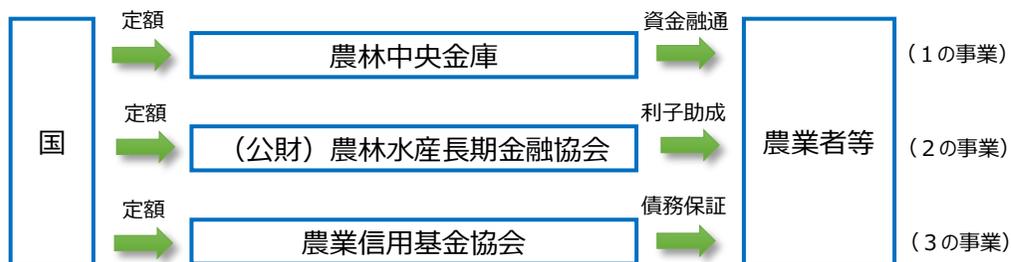
地域計画に位置付けられた認定農業者等が借り入れる**農業経営高度化資金（仮称）**について、農業信用基金協会の債務保証に係る**保証料を貸付当初5年間免除**するための補助金を交付します。

※要求時点の金利、保証料率等に基づくもの。前年度の対象資金は農業近代化資金

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-3501-3726)

スーパーL資金、農業経営高度化資金（仮称）の金利負担軽減措置

【令和8年度予算概算要求額 3,540（3,696）百万円の内数】

<対策のポイント>

地域計画に位置付けられた認定農業者等を金融面から強力に支援するため、スーパーL資金及び農業経営高度化資金（仮称）について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対策の内容

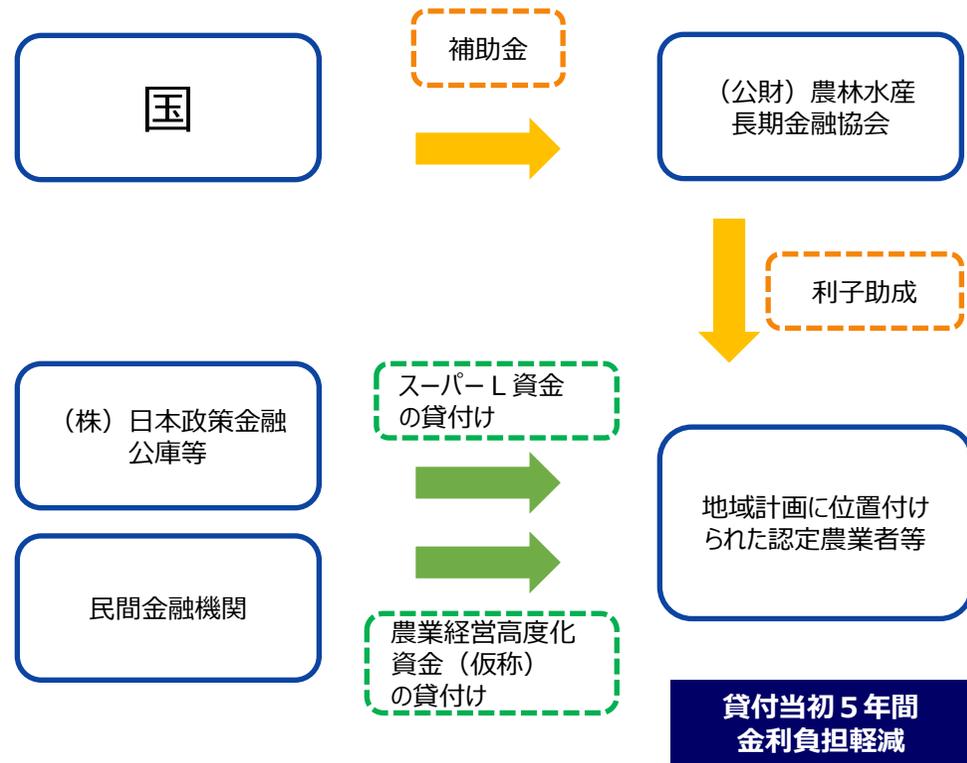
地域計画に位置付けられた認定農業者等を金融面から支援するため、スーパーL資金、農業経営高度化資金（仮称）について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

2. 対象資金等

対象資金：スーパーL資金、農業経営高度化資金（仮称）

<取扱融資機関> (株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関

<事業の流れ>



被災農業者等への金利負担軽減措置

【令和8年度予算概算要求額 3,540 (3,696) 百万円の内数】

<対策のポイント>

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対策の内容

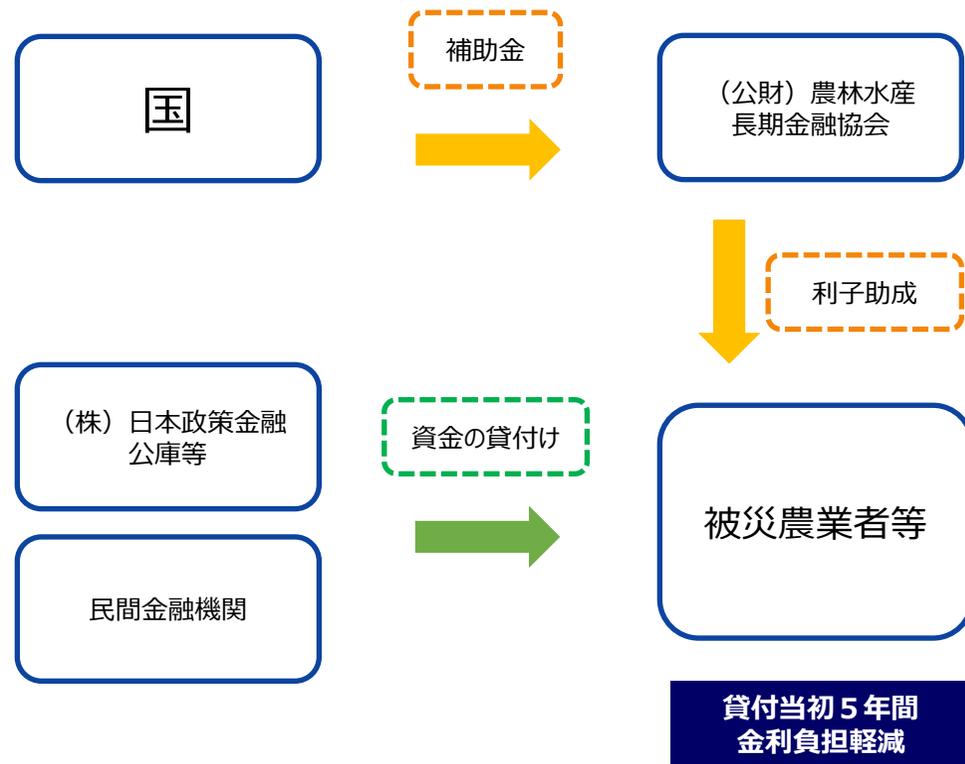
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう、**貸付当初5年間の金利負担を軽減**します。

2. 対象資金等

- 対象資金
- ・農林漁業セーフティネット資金
 - ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
 - ・経営体育成強化資金
 - ・農林漁業施設資金
 - ・農業基盤整備資金
 - ・農林漁業経営資本強化資金
 - ・農業経営高度化資金（仮称）
 - ・農業経営負担軽減支援資金

<取扱融資機関> (株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-6744-2167)

スーパーS資金の金利負担軽減措置 (農業経営改善利子補給金交付事業)

【令和8年度予算概算要求額 18(18)百万円】

<対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、農業信用基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対策の内容

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、都道府県農業信用基金協会がスーパーS資金の融通を行う融資機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

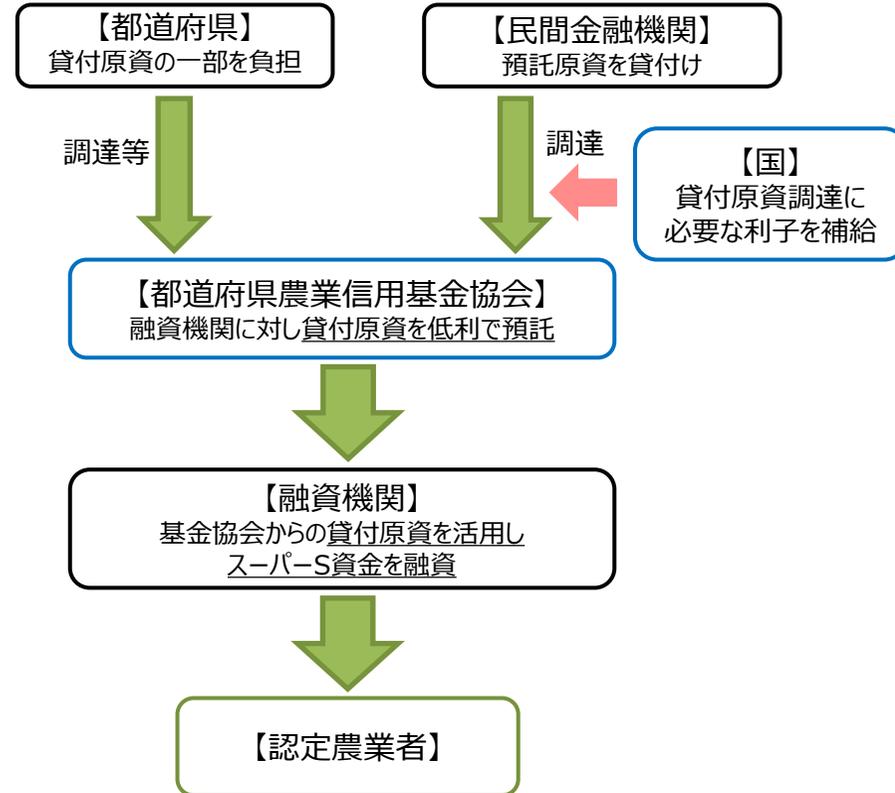
2. 対象資金等

- ① 対象資金：スーパーS資金
- ② 資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金
- ③ 極度額等の上限：個人：500万円、法人：2,000万円

<取扱金融機関>

農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-6744-2165)

<対策のポイント>

農業者が借り入れる農業経営高度化資金（仮称）等について、保証料負担の軽減や無担保無保証人等での債務保証の引受けを行い、その融通を円滑化します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 農業信用保証保険基盤強化事業

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営再建に必要となる農業経営高度化資金（仮称）等の借入れについて、

- ① 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。
- ② 農業信用基金協会が実質無担保無保証人で債務保証の引受けができるよう、農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するとともに、①に加え6年目以降の保証料を軽減するための補助金等を交付。

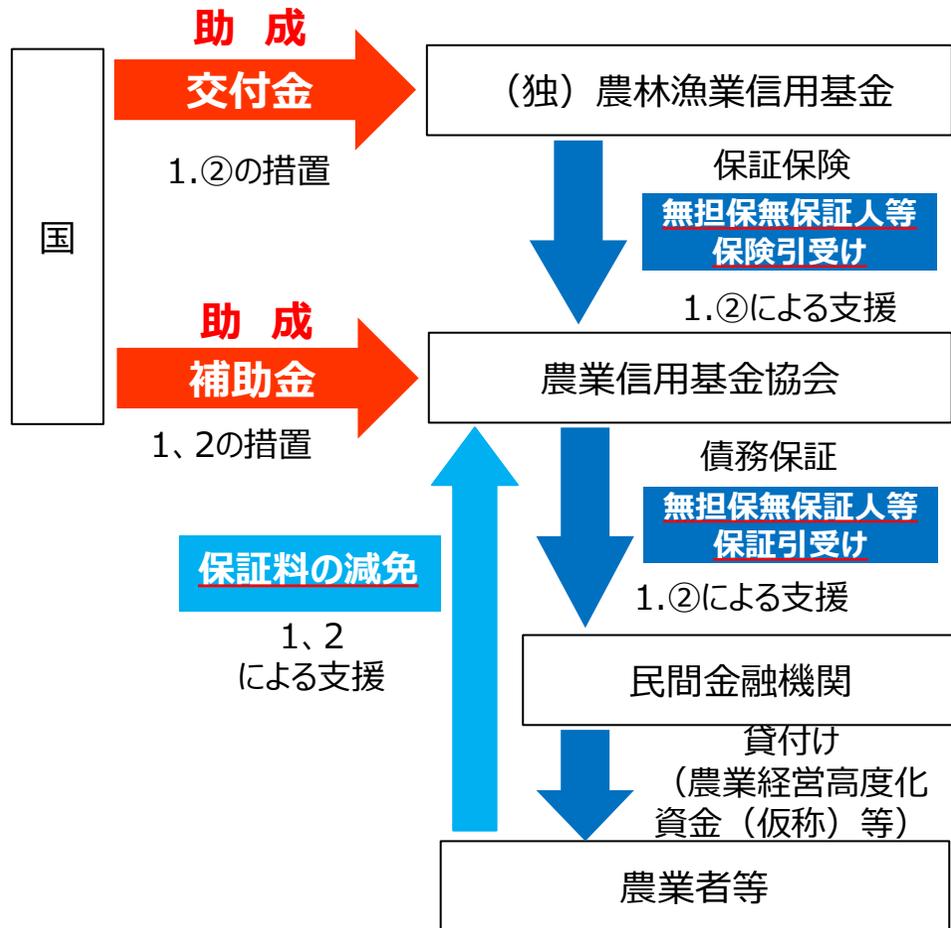
2. 農業経営高度化資金（仮称）保証料助成金交付事業

地域計画に位置付けられた認定農業者等が借り入れる農業経営高度化資金（仮称）について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

収益性の低い農林水産業者等の資金繰りを支援する観点から、株式会社日本政策金融公庫に対し補給金を交付することにより、政策と一体となった長期・低利資金等の融通による意欲ある農林水産業者等の育成・確保等の実現を図ります。

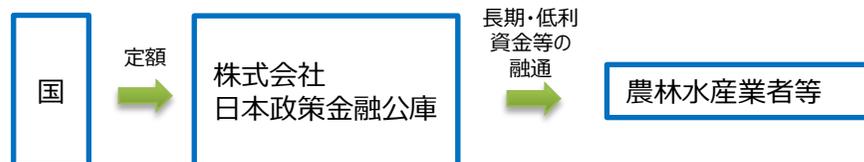
<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

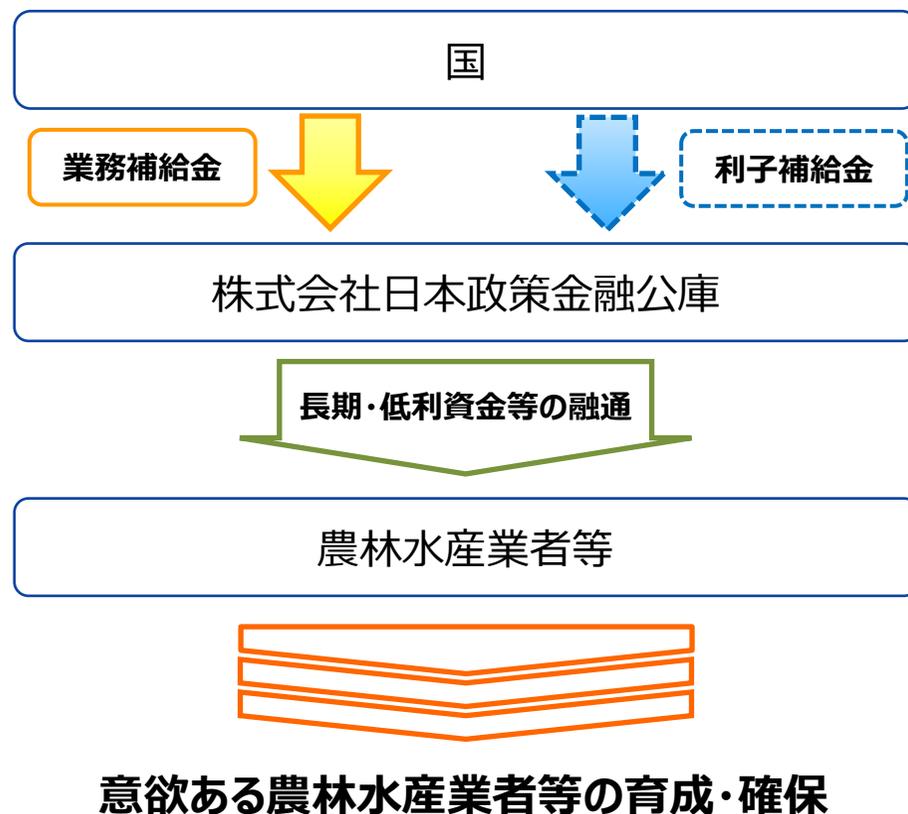
<事業の内容>

- 1. 農林水産業者向け業務補給金** 16,775百万円（16,775百万円）
意欲ある農林水産業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が長期・低利の資金融通を行うために必要な業務補給金を株式会社日本政策金融公庫に交付します。
- 2. 農業改良資金利子補給金** 49百万円（38百万円）
生産・加工・販売分野におけるチャレンジ性のある取組を行う一定の農業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業改良資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
- 3. 担い手育成農地集積資金利子補給金** 872百万円（725百万円）
農業生産基盤の整備等に関する事業を契機として、農用地の利用集積に取り組む地域に対し、株式会社日本政策金融公庫が当該事業に係る農家負担分を無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
- 4. 青年等就農資金利子補給金** 768百万円（516百万円）
新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業経営を開始するために必要な資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農業経営の復旧・復興のための金融支援

【令和8年度予算概算要求額 273（332）百万円（復興庁計上）】

<対策のポイント>

東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して、復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

<事業目標>

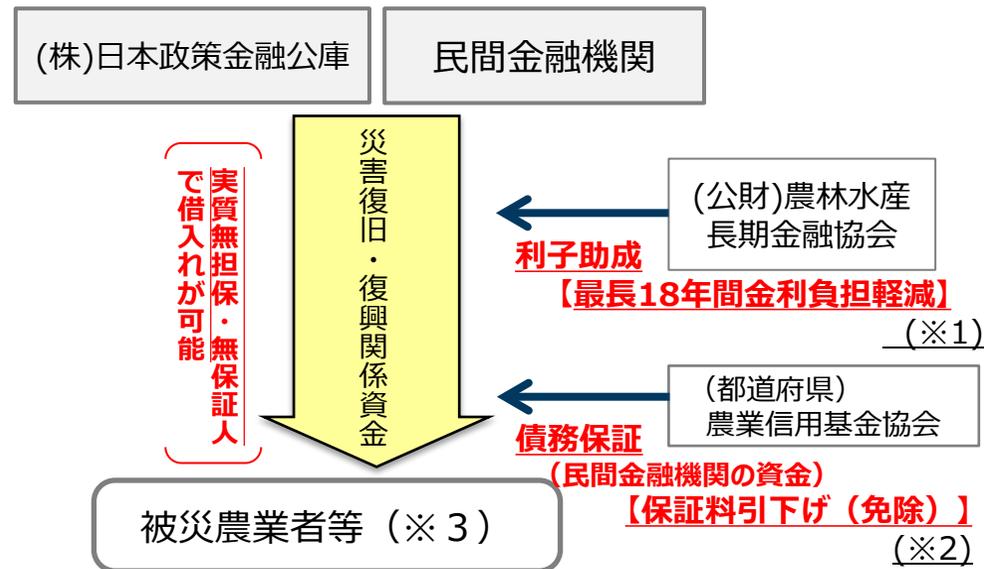
被災農業者等への資金調達の円滑化による農業経営の復旧・復興

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業** 271（326）百万円
被災農業者等が(株)日本政策金融公庫等の災害復旧・復興関係資金を借り入れる際の返済負担を最小限とするため、**金利負担を軽減します（最長18年間）**。
- 2. 農業経営復旧・復興対策特別保証事業** 2（4）百万円
復旧・復興のための取組に必要な資金を借り入れる被災農業者等に対して、農業信用基金協会が**債務保証をする際の保証料の引下げ（免除）**に必要な資金を交付。
- 3. 株式会社日本政策金融公庫補給金** 1（1）百万円
被災農業者等に対し法定無利子資金（注）を融通した（株）日本政策金融公庫に対し、利子補給金を交付。
（注）担い手育成農地集積資金、農業改良資金

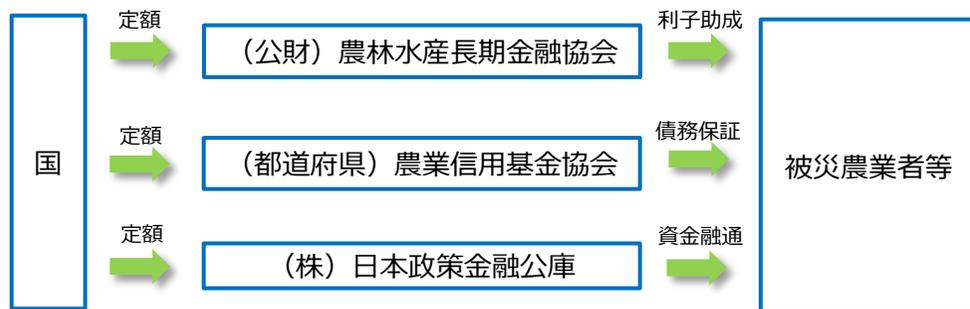
【資金借入れの流れ】



- (※1) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
(※2) 農業経営復旧・復興対策特別保証事業
(※3) 原子力災害被災12市町村の者に限る。

【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-3501-3726)

<事業の流れ>



収入保険制度の実施

令和8年度予算概算要求額 46,577百万円 (前年度 39,924百万円)

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

43,432百万円 (前年度 36,887百万円)

① 農業経営収入保険料国庫負担金

保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金

積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

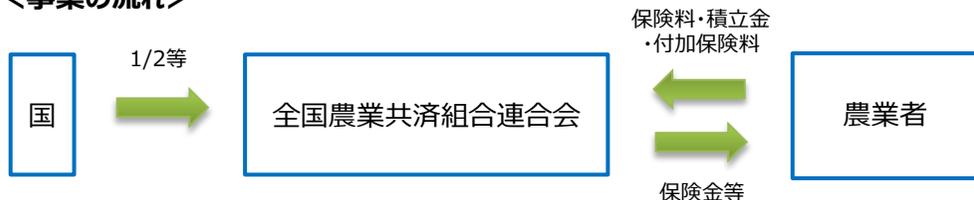
2. 農業経営収入保険に係る事務費

3,145百万円 (前年度 3,036百万円)

農業経営収入保険事業事務費負担金

収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務と普及に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

<事業の流れ>

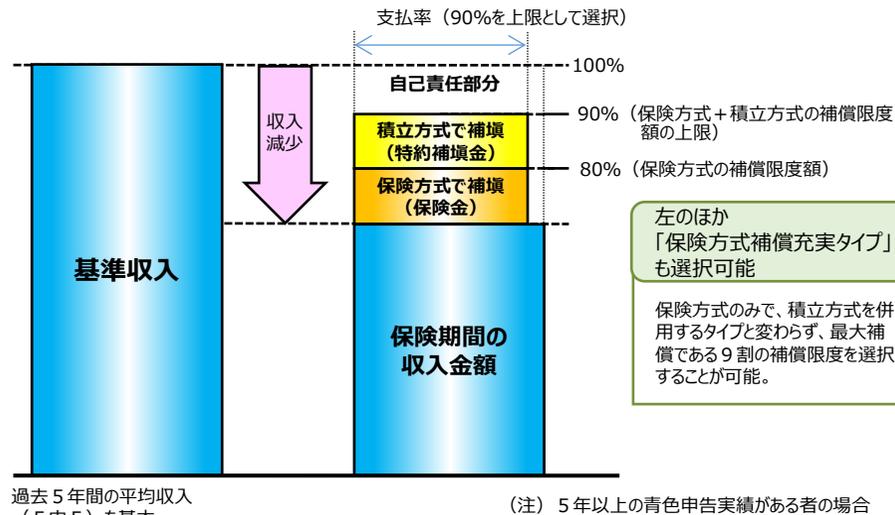


【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



【お問い合わせ先】 経営局保険課 (03-6744-7148)

農業共済事業の実施

令和8年度予算概算要求額（所要額）80,308百万円（前年度 80,087百万円）

<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する農業共済事業を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 共済掛金国庫負担金（所要額）46,139百万円（前年度 46,059百万円）

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。

2. 農業共済事業事務費負担金 33,718百万円（前年度 33,578百万円）

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。

3. 家畜共済損害防止事業交付金 450百万円（前年度 450百万円）

農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査指導、組合員研修等の損害防止事業の実施に要する経費の一部を交付します。

<事業イメージ>

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施
家畜共済の対象疾病：呼吸器疾患、周産期疾患、新生子疾患、乳房炎 等

【お問い合わせ先】（1の事業） 経営局保険課（03-6744-2175）
（2、3の事業） 経営局保険監理官（03-3502-7380）

<事業の流れ>

